

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令案に対する意見公募手続の結果について

令和5年5月31日
経済産業省
産業保安グループ
製品安全課

「経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令案」について、令和5年4月14日から同年5月13日まで意見公募手続を実施しました。

提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。なお、行政手続法第四十三条2項に基づき、提出意見は整理しております。

	提出意見	提出意見を考慮した結果
1	<ul style="list-style-type: none">● 型式における「磁石の材質」は、ネオジム磁石に基準適合性に関わる固有の性質（単に保持力が強いという事では無いもの）が無いのであれば不要。● 磁石製娯楽における表示場所は、容器包装に加え、本体の台座などがある場合にはそちらにも表示を追加要求すべき。容器包装だけではすぐに捨ててしまう。なお、容器包装は外側の保護用フィルム包装ではなく、外箱とするよう運用すべき。さらに、取り扱い説明書への表示を義務化すべき● 吸水性合成樹脂製玩具については、満3歳に満たない乳幼児が容易に開封できない容器包装の基準を設けるべき。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。なお、磁石製娯楽用品については、容器包装の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法により適切に表示されていることとしております。保護用フィルムへの表示は、“容易に消えない方法”には当たらず、容器等が製品に含まれる場合は、当該容器等への表示が必要となります。

※ なお、本件意見募集とは直接関係のない御意見（2件）に対して、経済産業省の考え方は示しませんが、承っております。